

資料提供	
令和5年9月22日	
担当課 (担当者)	原子力安全対策課 (木本)
電 話	0857-26-7873

島根原子力発電所2号機で使用する新燃料の輸送実績

5月31日に中国電力から島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第7条に基づき連絡のあった新燃料輸送が、下記のとおり行われました。立入調査の結果、安全上異常がないことを確認しました。

記

- 1 輸送物の名称 : 島根原子力発電所2号機用新燃料
- 2 輸送日
 - (1) 出発日 : 令和5年9月21日(木) 午前8時45分
 - (2) 到着日 : 令和5年9月22日(金) 午前5時47分
- 3 輸送責任者 : 原子燃料工業株式会社
- 4 搬出施設名 : 原子燃料工業株式会社東海事業所 (所在地 : 茨城県那珂郡東海村)
- 5 輸送数量 : 90体 (輸送容器45個)
- 6 輸送方法 : トラック (5台) による陸上輸送
- 7 輸送物

種類	A型核分裂性輸送物
型式	NT-XII型
寸法	長さ : 約5.3m 幅 : 約0.7m 高さ : 約0.8m
重量	輸送容器 : 約940kg 新燃料(2体) : 約510kg 合計 : 約1,450kg
材質	外容器、内容器 : ステンレス鋼
個数	45個

- 8 今回の輸送に当たって県がとった措置

- (1) 県内輸送中等の安全確認

中国電力株式会社から、輸送隊が県内に入る前の段階で連絡を受け、県内通過中及び発電所到着時に輸送状況の連絡を受け、安全状況を確認した。

- (2) 立入調査

新燃料の発電所搬入にあたり、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第11条に基づく立入調査を実施した。(県2名、米子市と境港市の職員が同行)

- ・中国電力株式会社によって行われた放射線測定に立会し、法定基準値以下であったことを確認した。(別紙参照)

2023年 9月22日
中国電力株式会社
島根原子力発電所

島根原子力発電所新燃料到着時の線量当量率測定結果

測定結果は、基準値以下であった。

【測定結果】

輸送容器表面	0.012	マイクロシーベルト毎時以下（基準値 2マイクロシーベルト毎時以下）
輸送車両表面	0.0085	マイクロシーベルト毎時以下（基準値 2マイクロシーベルト毎時以下）
輸送車両から 1 m離れた位置	4.0	マイクロシーベルト毎時以下（基準値 100マイクロシーベルト毎時以下）
運 転 席	0.2	マイクロシーベルト毎時以下（基準値 20マイクロシーベルト毎時以下）

（基準値は核燃料物質等車両運搬規則第七条，第十一条による）

（参考 自然界 0.08 マイクロシーベルト毎時）

核燃料物質等車両運搬規則（運輸省令 第72号）抜粋

（コンテナ又はオーバーパックに係る線量当量率等）

第七条 核燃料輸送物が収納されているコンテナ又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの線量当量率（外運搬規則第四条第七号に基づき主務大臣（法第五十九条第一項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下同じ。）の定める線量当量率をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

- 一 表面 線量当量率の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が二ミリシーベルト毎時
- 二 表面から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時

（車両に係る線量当量率等）

第十一条 核燃料輸送物等を車両に積載した状態における線量当量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ当該各号に定める値を超えてはならない。

- 一 車両の表面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面） 最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時
- 二 車両の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時
- 三 車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所 最大線量当量率が二十マイクロシーベルト毎時